

令和6年  
7月発刊

# たよりや二

岐南町地域包括支援センターだより(第3号)



## 高齢者の防災

大規模震災による犠牲者のうち、高い割合で60歳以上の高齢者世代が犠牲になっていることから、高齢者の防災対策が重要です。



### 【災害時、高齢者の犠牲が多くなる原因】

- ・長年住み慣れた過信からくる、「今まで大丈夫だったから、今回も大丈夫だろう」という思い込み。
- ・健康な成人と比べ、体力や判断力の低下により、避難のタイミングを逃し、逃げ遅れる。
- ・高齢者は慢性疾患を抱えている人が多く、避難生活が長引くと、心労が悪化し「震災関連死」につながる。

### 事前に身を守る備えをしましょう!

#### 自分の住んでいる地域の危険度を知る。

地震・洪水などの被害想定を示したハザードマップを確認し、自宅の災害危険度を把握しましょう。

岐南町役場総務課では、町内の「ハザードマップ」を配布しています。



ハザードマップの詳細はこちらから  
<https://www.town.ginan.lg.jp/1552.htm>

【岐南町役場 総務課】電話:058-247-1331

#### 被災生活の備えをする。

大災害発生時、電気・ガス・水道・通信などが止まってしまう可能性があります。そうなっても、自力で生活できるよう、必要なものを備えておくことが大切です。

##### 《備えるものの一例》

- ・必要な物をリュックサックなどにまとめておく。
- ・服薬を続けられるように、医師や薬剤師と相談し、避難時に必要な薬の種類・量を確保する。お薬手帳のコピーを非常持出袋に入れておく。
- ・外部から支援が届くまでの3日～1週間を自力で生活するための備蓄品(飲・食料品、衛生用品、衣類など)の準備をする。



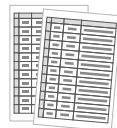
#### 家具の配置を見直す。

家具を固定しましょう。万が一倒れてきた場合でも、通路をふさがないような配置を考えましょう。タコ足配線は火災の原因となるため容量の範囲内で使いましょう。

#### 避難行動要支援者名簿に登録する。

災害発生時、自ら避難することが困難な方は、「避難行動要支援者名簿」に登録しましょう。名簿に登録されると、地域の自治会や自主防災組織などの支援者に提供され、災害時の避難支援や安否確認に活用されます。

詳しくは、岐南町役場総務課までお尋ねください。



避難行動要支援者制度の詳細はこちらから  
<https://www.town.ginan.lg.jp/1551.htm>

#### 地域や近所の人と協力する。

近隣住民などの付き合いが、災害時での助け合いにつながります。避難時、近隣の人たちと声をかけ合って一緒に行動しましょう。

##### 《地域ぐるみで助け合える関係構築の一例》

- ・地域の催しやボランティアの参加、あいさつ、声かけなどをして、顔見知りになっておく。
- ・趣味や特技を持ち、自分の興味のある分野から、人との交流を広げる。



岐南町役場 福祉部 保険年金課

岐南町地域包括支援センター

電話:058-247-1312 FAX:058-247-1488

開設時間:午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始除く

〒501-6197 岐南町八剣7丁目107番地 E-mail : [houkatsu@town.ginan.lg.jp](mailto:houkatsu@town.ginan.lg.jp)



## 知ってか知らずか 高齢者虐待

「私は精いっぱいやったつもりです。それが誤解を受けてしまったなら駄目ですけれども、基本的には親のために頑張ってきたということです。だから高齢者虐待とか、経済的虐待とか、そういうことは全然認識がなかつたし、私はもう、本当に真面目にやってきたつもりでおったんですけどね」「こんな事で虐待になるのかな、しかし」などと言い訳を並べ立てて、「虐待、虐待って言い過ぎではないか。誠心誠意やっている私に失礼だ」と不満を漏らす虐待加害者。親の金銭は当たり前に家族が使っても良いという誤った認識から、年金を使い込み、経済的虐待が生じるケースがあります。

叩く、殴る、蹴るなどの暴力行為だけが虐待ではありません。最近、地域包括支援センターには、介護サービス事業所から利用料の滞納など経済的虐待が疑われるケースの相談が増えています。

物価高騰の影響で経済的に困窮し、次の給料で返すからと軽い気持ちで親の年金に手を付けて、ずるずると年金を使い込んでしまった結果、高齢者本人の生活のために年金が使われず、利用料を滞納してしまうといったケースが、認知機能の低下した高齢者で家族が金銭を管理している場合に起こる経済的虐待の例です。



### 経済的虐待防止のための成年後見制度

成年後見制度とは、認知症などの理由で判断能力が十分ではない方について、介護・福祉サービスを利用するための契約、預貯金の財産管理など、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を家庭裁判所が選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

#### 成年後見制度利用のための助成制度

審判申立費用や成年後見人等への報酬の負担が困難な場合は、その費用の助成を受けることができる場合があります。

○審判申立費用の助成……………審判申立費用の額の範囲内で必要と認める額

○成年後見人等への報酬の助成……………施設の場合 月額18,000円(上限)  
在宅の場合 月額28,000円(上限)

### 高齢者虐待かもと思ったら、まずは相談! ~地域包括支援センターを頼りや~

良かれと思って無意識のうちに虐待を行ったり、虐待の自覚があつても自分ではなかなか止められないことがあります。

ご自身で虐待かどうかの判断をする必要はありません。「虐待かどうか分からな  
いから…」と、ひとりで悩まず、地域包括支援センターに気軽にご相談ください。



## 運動サロン

運動サロンでは、簡単な、体操や脳トレ、人との交流を行っています。  
心身ともに健康でいるために、運動サロンで楽しく運動しましょう!

### «岐南町の運動サロン»

団体名	かがやき体操	ひまわり	たんぽぽ
会 場	中央公民館 八剣7-107 ☎247-1334	くつろぎ苑 集会室 徳田4-71 ☎275-4126	やすらぎ苑 交流ホール 野中8-75 ☎240-2100
時 間	13:30~14:30 (月2回火曜日開催)	13:30~15:00 (月2回木曜日開催)	13:30~15:00 (月2回水曜日開催)



持ち物：運動しやすい服装・水分補給できるもの。  
申し込み不要!直接会場へお越し下さい。

各運動サロンの日付の詳細はこちから  
<https://www.town.ginan.lg.jp/1222.htm>

